

記者発表資料
平成19年4月19日(木)
問合せ先：人事課 渡辺・溝
直通：048-829-1090
内線：2413

報道機関各位

「さいたま市職員の懲戒処分の指針」の制定について

このことについて、職員の不祥事件に対する懲戒処分の指針を明確にし、職員による重大事故の発生等を抑止するとともに、市政に対する市民の信頼を確保するため、下記のとおり制定したものです。

記

1 指針の概要

(1) これまで市職員の懲戒処分の実施に当たって参考としていた人事院の懲戒処分の指針の内容を基本としながら、処分項目や処分量定の見直しを行い、さいたま市独自の指針として制定したものです。なお、本指針は、現在の社会情勢やさいたま市における過去の処分事例等を勘案し、個人情報 の 不 当 利 用 は 免 職、停 職 又 は 減 給、収 賄 は 免 職、痴 漢 行 為 は 免 職、停 職 又 は 減 給 と する など、人事院指針をより厳罰化した内容としている。

《さいたま市独自に制定、又は厳罰化した標準例の主なもの》

- ① 個人情報の不当利用・・・免職、停職又は減給
- ② 個人情報の盗難、紛失又は流出・・・減給又は戒告
- ③ コンピュータ、イントラネットの不適正使用・・・停職、減給又は戒告
- ④ 収賄・・・免職
- ⑤ 公金又は公物の紛失、盗難等・・・減給又は戒告
- ⑥ 傷害・・・免職、停職又は減給
- ⑦ 強制わいせつ・・・免職
- ⑧ 痴漢行為・・・免職、停職又は減給

※下線部分が、人事院指針にはないが本指針において追加したものと

(2) 平成18年10月1日から適用している「さいたま市職員の交通事故等に係る懲戒処分の指針」は廃止し、本指針に取り込むものとする。

2 指針の詳細

別紙のとおり。

3 適用期日

平成19年5月1日以降に発生した非違行為事案から適用する。